

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則（規則第百五十四号）中一部改正

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則（規則第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項までを削る。

附則第五項中「災害救助法」の下に「（昭和二十二年法律第百十八号）」を加え、「申告による本人特定事項の確認方法」を「依頼者が自然人である場合にあつては当該自然人から、依頼者が法人である場合にあつては当該法人の代表者、代理人又は使用人として依頼その他の事務を行う者からの申告を受ける方法（以下「申告による本人特定事項の確認方法」という。）」に改め、同項を附則第二項とし、附則第六項を附則第三項とする。

附 則

附則第二項から第六項までの改正規定は、令和三年一月二十二日から施行する。